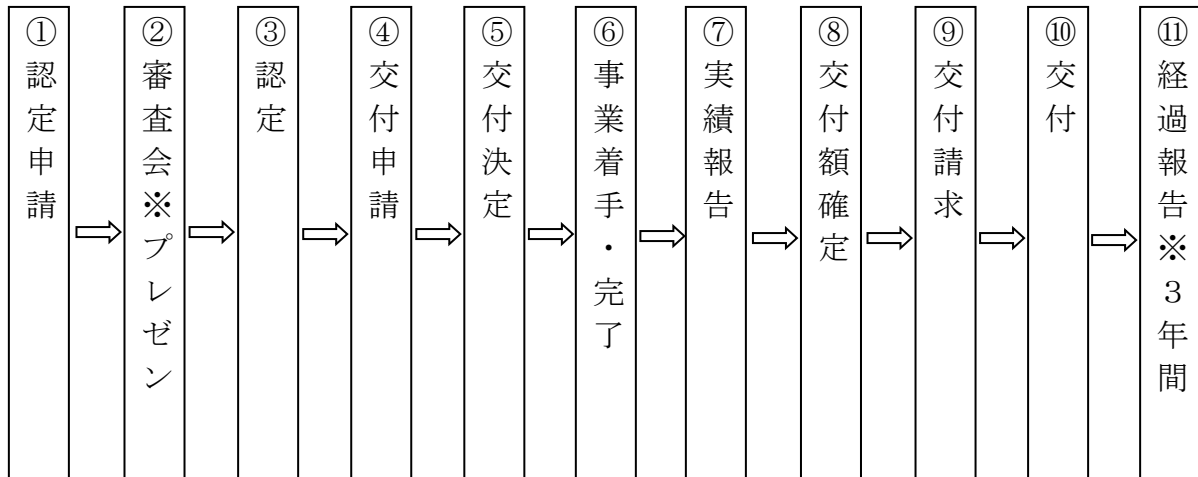


## ◎室戸市創業・事業承継支援事業費補助金の交付手順（フロー）

室戸市から交付決定が出る前に事業着手（契約や発注等、費用の発生につながる具体的な取り組み）した場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。



★①②④⑥⑦⑨⑪は補助事業者の方に行っていただきます。

◎補助事業者の方にご提出いただく書類（番号は上記に連動しています。）

- ①認定申請
  - ・認定申請書（別記様式第1号）
  - ・住民票の写し（住民となった日がわかるもの）、
  - ・納付すべき租税及び本市公課の滞納がないことが確認できる書類
  - ・室戸市商工会又は市内の金融機関からの推薦書
  - ・室戸市商工会の会員であることが確認できる書類
  - ※認定申請の時点で会員である場合に限る。
  - ・誓約書（別記様式第2号）
  - ・その他市長が必要と認める書類
- ④交付申請
  - ・交付申請書（別記様式第5号）
- ⑦実績報告
  - ・実績報告書（別記様式第10号）
  - ・開業届の写し（個人の場合に限る。）
  - ・定款及び法人登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
  - ・室戸市商工会の会員であることが確認できる書類
  - ・補助対象経費の支払証拠書類等の写し
  - ・その他市長が必要と認める書類
- ⑨交付請求
  - ・交付請求書
- ⑪経過報告
  - ・経過報告書（別記様式第11号）
  - ・経過報告書（別紙）

（注）交付決定を受けた補助事業の内容に変更がある場合は、変更交付決定の手続きが必要となります。